# くらし・ネットワーク

## 人のうごき
2月16日～3月15日に確認できた方
（敬称略、掲載はご承諾をいただいております）

### お誕生

| 生まれた子 | 父 | 母 | 町内会 |
|---|---|---|---|
| 工藤 羽純 | 和博 | 朋子 | 西町３丁目 |
| 鮎澤 柚梨菜 | 孝知 | 愛乃 | 西区 |
| 藤澤 空杏 | 祐友 | 明日香 | 北町２丁目 |
| 山村 咲雪 | 剛士 | 典子 | 第26 |
| 山脇 万奈 | 良平 | 知子 | 第26 |
| 石川 紗羅 | 雄大 | 千景 | 北町２丁目 |

### おくやみ

| 亡き人 | 歳 | 届出人 | 町内会 |
|---|---|---|---|
| 佐藤 忠士 | 86歳 | 佐藤 美津子 | 第32 |
| 本郷 正美 | 49歳 | 本郷 佑哉 | 11区 |
| 黒川 武夫 | 86歳 | 黒川 貞子 | 東町２丁目 |

### 人口・世帯数　2月末日現在

人　口／8,166人（前月比－　1人）
男　／3,789人（前月比＋　3人）
女　／4,377人（前月比－　4人）
世帯数／3,732戸（前月比－　7戸）
出　生／　5人
死　亡／　8人
転　入／24人
転　出／22人

## 夜間納税と相談の日
**4月10日(月)**
第2月曜日（祝日は翌日に振り替え）
後5時15分～後8時
税務課収納室／役場1階税務課（4番窓口）

## 無料法律相談
**4月28日(金)**
後1時～後5時
森山大樹法律事務所（東町会館２階、完全予約）
予約は17日(月)まで（役場企画総務課総務室）

### 税務課から
お問い合わせは課税室☎内線123、124

**29年度固定資産税（土地、家屋）課税台帳の縦覧**
土地、家屋など固定資産税の内容を確認いただくため地方税法第416条第1項による29年度固定資産税課税台帳の縦覧に供します。
特に昨年1月1日から同年12月31日までの間に土地の売買、家屋新・増築、取り壊しをした方はご確認ください。
**期間**　4月3日（月）～7月31日（月）まで
**時間**　午前8時半～午後5時15分（開庁時間内）（土、日、祝・祭日除く）
**場所**　役場税務課

**国民年金の保険料免除、納付猶予制度**
国民年金制度は、保険料の納付が困難な場合、申請によって納付を免除または猶予することができる「保険料免除」「若年者納付猶予」制度があります。
国民年金には遺族基礎年金、障害基礎年金という制度がありますが、保険料を未納したまま死亡または障害の状態（1級または2級）になっても年金を受給できません。保険料納付が困難な場合は、免除または納付猶予の申請をしましょう。
免除または納付猶予で保険料が未納になっている期間は、年金保険料算定期間の受給資格期間として算定されます。ただし、その間の保険料支払い実績は少ないので、全額納付の場合に比べて、将来受け取る年金額は少なくなります。
▼全額免除
全額納付したときに比べて年金額は3分の1になります。
▼一部免除（一部納付）
「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の3段階あります。
段階ごとに判定基準があり、申請者、申請者の配偶者、世帯主の前年所得を基に審査し、全額免除、一部免除を判定し、段階別の保険料を納付します。免除承認期間は7月から翌年6月までです。
納付しない場合は保険料未納期間となり、受給資格期間、または年金額に反映されなくなります。
▼若年者納付猶予度
一定以上の所得のある世帯主と同居している50歳未満の申請者（本人）及び配偶者のみの前年所得を基に審査します。
▼失業による特例免除
申請する年度または前年度に失業（退職）していた場合に対象になります。
雇用保険受給者証、または雇用保険被保険者離職票が必要です。
申請者以外の「申請者の配偶者、世帯主」の前年所得によって該当段階が判定されます。
申請は、印鑑を持参して役場（1階1番窓口）までおいでください。他の市町村から転入した方は、申請時に前年の所得状況（源泉徴収票、確定申告書の写し等）を証明するものもご持参ください。
国民年金のお問い合わせは旭川年金事務所☎72―5004

**犬の登録と狂犬病予防注射を実施します**
生後91日以上の飼い犬は、狂犬病予防法で生涯に一度の登録、年一回の狂犬病予防注射を義務付けられています。
町内を巡回して犬の新規登録と狂犬病予防注射を実施しますので、犬の飼い主の方は必ず登録と予防注射を受けてください。獣医師の訪問を希望の場合はご相談ください。
犬の新規登録料は1頭3千円、狂犬病予防注射は同3千110円です。動物病院などで受診済みの場合は狂犬病予防注射済み票を交付します（手数料550円）。飼い主の変更、畜犬の死亡時は変更



### 定住促進課から
お問い合わせは住民室☎内線111

**国民年金の保険料免除、納付猶予制度**
国民年金制度は、保険料の納付が困難な場合、申請によって納付を免除または猶予することができる「保険料免除」「若年者納付猶予」制度があります。
国民年金には遺族基礎年金、障害基礎年金という制度がありますが、保険料を未納したまま死亡または障害の状態（1級または2級）になっても年金を受給できません。保険料納付が困難な場合は、免除または納付猶予の申請をしましょう。
免除または納付猶予で保険料が未納になっている期間は、年金保険料算定期間の受給資格期間として算定されます。ただし、その間の保険料支払い実績は少ないので、全額納付の場合に比べて、将来受け取る年金額は少なくなります。
▼全額免除
全額納付したときに比べて年金額は3分の1になります。
▼一部免除（一部納付）
「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の3段階あります。
段階ごとに判定基準があり、申請者、申請者の配偶者、世帯主の前年所得を基に審査し、全額免除、一部免除を判定し、段階別の保険料を納付します。免除承認期間は7月から翌年6月までです。
納付しない場合は保険料未納期間となり、受給資格期間、または年金額に反映されなくなります。
▼若年者納付猶予度
一定以上の所得のある世帯主と同居している50歳未満の申請者（本人）及び配偶者のみの前年所得を基に審査します。
▼失業による特例免除
申請する年度または前年度に失業（退職）していた場合に対象になります。
雇用保険受給者証、または雇用保険被保険者離職票が必要です。
申請者以外の「申請者の配偶者、世帯主」の前年所得によって該当段階が判定されます。
申請は、印鑑を持参して役場（1階1番窓口）までおいでください。他の市町村から転入した方は、申請時に前年の所得状況（源泉徴収票、確定申告書の写し等）を証明するものもご持参ください。
国民年金のお問い合わせは旭川年金事務所☎72―5004

**犬の登録と狂犬病予防注射を実施します**
生後91日以上の飼い犬は、狂犬病予防法で生涯に一度の登録、年一回の狂犬病予防注射を義務付けられています。
町内を巡回して犬の新規登録と狂犬病予防注射を実施しますので、犬の飼い主の方は必ず登録と予防注射を受けてください。獣医師の訪問を希望の場合はご相談ください。
犬の新規登録料は1頭3千円、狂犬病予防注射は同3千110円です。動物病院などで受診済みの場合は狂犬病予防注射済み票を交付します（手数料550円）。飼い主の変更、畜犬の死亡時は変更

### 畜犬登録と狂犬病予防注射の巡回日

| 月　日 | 時　間 | 場　所 |
|---|---|---|
| 5月11日(木) | 9:00～9:30 | 第三地区コミュニティーセンター前 |
| | 9:50～10:30 | 旧森林組合管理棟跡地 |
| | 10:50～11:40 | 第3分団消防庁舎前 |
| | 13:00～14:00 | 第2分団消防庁舎前 |
| 12日(金) | 9:00～9:20 | 上岐登牛住民集会所前 |
| | 9:40～10:10 | 東雲住民集会所前 |
| | 10:30～11:30 | 第二地区コミュニティーセンター前 |
| | 13:00～14:00 | 17区行政区会館前 |
| 13日(土) | 9:00～11:30 | 保健福祉センター横 |
| 6月3日(土) | 9:00～11:30 | 保健福祉センター横 |

届け が必要です。定住促進課までおいでください。

### 企画総務課から
お問い合わせは総務室☎内線222、223

**ふるさと交流センターの事務スペースを貸し出します**
ふるさと交流センター（東町1丁目、町社会福祉協議会の2階）内事務スペースの利用団体を募集します。
元東川フォトクラブが利用した29・16平方㍍のスペースです。現在未利用になっており、公共性の高い団体利用を優先して貸し出します。貸し出し時には町との間に詳細な申し合わせが必要です。
締め切りは4月20日（木）まで。問い合わせ、申し込みは総務室へ。

**「第一地区コミュニティセンター」休館のお知らせ**
「第一地区コミュニティセンター」は、4月末から当分の間、利用を休止します。
集会室の新増築と内部全面改装工事に伴うものです。同センター利用希望の方は、西部、第二各地区のコミュニティーセンター、B&G海洋センターをご利用ください。工事終了は今年10月の予定です。

### 都市建設課から
お問い合わせは建設室

**住宅の新・改築に7つの補助制度を活用ください**
町内で住宅を新たに建設、または内部を一部改装する場合、町ではかかる費用の一部を補助する7つの制度を設けています。
事業は補助要件が変わりました。次の3事業は継続しています。○①景観住宅支援②きた住まい建設推進③薪ストーブ等設置補助―。次の4事業は本年度が最終年度、来年度からは条件見直し予定です。
**高齢者世帯住宅リフォーム支援事業**○二世帯居住推進○住宅太陽光発電システム設置補助○既存住宅耐震改修補助―。高齢者世帯住宅リフォーム支援事業は本年度が最終年度、来年度からは条件見直し予定です。
**①景観住宅支援事業**
住宅新築時に町内業者が施工する木造のカーポート、車庫、物置の建設に対し、建設費の2分の1以内で上限50万円を補助します。
**②きた住まいる建設推進事業**
「きた住まいるサポートシステム」として登録した住宅に対し、建設費の2分の1以内で上限100万円を補助します（2世帯住宅は上限200万円）。町土地開発公社の分譲住宅地に住宅を建設する場合、上限200万円を補助します（今年12月末日までの入居）。
**③薪ストーブ等設置補助事業**
新ストーブ等の設置に必要な工事費の2分の1以内で上限50万円を補助します（新築住宅の場合はストーブ本体と煙突部材購入費の2分の1以内で上限25万円）。

### 保健福祉課から
福祉のことと申請のお問い合わせは社会福祉室☎（内線502、503）、健康と食のことは保健指導室☎（内線504～507）、高齢者介護は地域包括支援センター☎（内線508、509）

**「訪問介護」「通所介護」が通称・総合事業へ**
介護保険の介護予防サービス、「訪問介護」「通所介護」が4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、通称・総合事業）の介護予防・生活支援サービスの「訪問型サービス」「通所型サービス」として再編スタートします。
**（別添の折り込みパンフレットを参照）**
介護予防を新たに総合事業として再編し、高齢の方が住み慣れた地域で生活を続けられるように地域全体で支える仕組みに変わりました。自ら積極的に介護状態になる予防をしてもらうため、介護保険の要支援1、2の方に対するサービスと元気な方に対する介護予防を新たに総合事業として再編するサービス体系として見直しました。
総合事業には①介護予防・生活支援サービス事業＝訪問型サービス②一般介護予防事業＝介護予防に関する運動教室―など要介護状態への進行を予防するための日常生活への支援サービス、予防サービスを実施します。①のサービスをご利用の方は自己負担の金額増など変更はありません。引き続いて今まで通りのサービスを受けることが出来ます。
東川町では現在、元気で生き生き、健康に暮らすための知恵を学ぶ「キトウシ元気65」、頭と体を使う運動講座「地域まるごと元気アッププログラム（通称：まる元）」の2つの介護予防講座を開講しています。

**福祉給付金を支給しています**
次の世帯を対象に福祉給付金を支給しています。該当する世帯で受給を希望する方は必要書類を添えて申請してください。窓口は社会福祉室です。
**対象となる世帯**　①70歳以上の夫婦で生活保護受給世帯（障害者